

令和6年3月22日

新居浜市長 石川 勝行 様

新居浜市環境審議会  
会長 高見 静香

「第3次にいほま環境プラン（第3次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画（案）」について（答申）

令和5年8月25日付け新市カ第132号をもって諮問のありました「第3次にいほま環境プラン（第3次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画）（案）」について、本審議会での審議の結果、次のとおり答申します。

（答申内容）

現在、環境を取り巻く状況は大きく変化してきており、世界各地で脱炭素社会の実現に向けた取組みが拡大しています。また、地球温暖化の影響による異常気象のほか、自然環境や生物多様性の保全等、多様な分野で課題が顕在化しています。

このような状況の中、本計画は、本市の特性とこれまでの実績、持続可能な開発目標（SDGs）との関連づけなど社会情勢の変化に対応した計画となっており、当審議会として、適当であると認めます。なお、本計画の推進にあたっては、次の事項に配慮され、着実に推進されるよう要望します。

- 1 目指す環境像の実現と多様化する環境課題の解決に向け、新居浜市はリーダーシップを発揮し、率先して総合的かつ横断的に計画の推進に努めること。
- 2 本計画の着実な推進にあたっては、市民・事業者・行政が協働・連携し、取り組む必要があることから、多様な手法で本計画の内容を広報し、計画の周知に努めるとともに、市民・事業者の取組みを支援することで、相互に協働・連携できる社会づくりに努めること。
- 3 産業部門を含めた温室効果ガス削減目標を掲げることを契機として、市内企業との連携を強化し、「新居浜市地球温暖化対策地域計画」（令和6年3月改訂）の推進と合

わせ、目標達成に向け取り組むこと。特に、再生可能エネルギーの導入に関しては、国の支援制度の活用を積極的に検討すること。

- 4 日常生活や事業活動で排出される廃棄物について、発生の抑制、再使用、再生利用を促進するとともに、利用できない廃棄物は適正に処分することで、市民が快適な暮らしを実感できる社会の実現に努めること。
- 5 本計画の進行管理を行い、毎年度の進行状況の結果を公表すること。

以上